

電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件（平成二十三年総務省告示第四百一号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 高度通信施設整備事業</p> <p>一〇六（略）</p> <p>（削除）</p> <p>2 信頼性向上施設整備事業</p> <p>一 実施計画の認定の申請</p> <p>イ 実施計画の認定を受けようとする者は、様式第七号の申請書に、次に掲げる書類（2）から（4）までに掲げる書類については、基本指針2-1-1（1）(x)に掲げる電気通信設備を整備する場合に限る。）を添えて提出するものとする。</p>	<p>1（同上）</p> <p>一〇六（同上）</p> <p>七 法第五条第三項に規定する認定計画（以下「認定計画」という。）に係る高度通信施設整備事業を実施する者は、当該認定計画に記載された電気通信設備のうち基本指針2-1イ（4）に規定するサーバー用の電子計算機及びこれと同時に設置する光ファイバーケーブル等（同（1）(iv)に掲げるファイアーウォール装置、同（1）(v)に掲げるルーター又はスイッチ、同（4）に規定する加入者系光ファイバーケーブル及びサーバー用のオペレーターティングシステムをいう。）を取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）した場合には、当該電気通信設備が当該認定計画に従って取得等したものであつて第一号ロ（1）から（3）までに掲げる要件（加入者系光ファイバーケーブルにあつては、第一号ロ（2）に掲げる要件に限る。）の全てを満たすものであることについて、総務大臣の定めるところにより総務大臣の証明を受けることができる。</p> <p>2（同上）</p> <p>一 実施計画の認定の申請</p> <p>実施計画の認定を受けようとする者は、様式第七号の申請書に様式第八号の実施計画書を添えて提出するものとする。</p>

(1) 様式第八号の実施計画書

(2) 様式第九号の事業者の施設による分類

(3) 当該電気通信設備を設置する自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業のための施設（以下「特定情報通信事業施設」という。）の所在地が確認できる書類

(4) 当該実施計画により整備される電気通信設備が、東京圏（多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第二十二条第一項に規定する東京圏をいう。以下同じ。）における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の複製物の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業を行うための設備である旨が記載された書類

ロ 法第二条第三項第一号に掲げる電気通信設備（基本指針2-1(1)(x)及び(x)に掲げる電気通信設備に限る。）の整備に係る実施計画については、法第四条三項に規定する認定をするに当たり、当該実施計画により整備される電気通信設備は次の(1)及び(2)に掲げる電気通信設備の区分に応じ、当該(1)及び(2)に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) サーバー用の電子計算機 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(i) 東京圏以外の地域における特定情報通信事業施設に設置される

もの指針をいう。

(ii) 当該電気通信設備が、東京圏における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して顧客に提供する事業の用に供されるものであること。

(2) ルーター又はスイッチ 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(i) 東京圏以外の地域における特定情報通信事業施設に設置されるものであること。

(ii) (1)に掲げるサーバー用の電子計算機を設置する計画と同一の計画に基づき特定情報通信事業施設に設置されるものであること。

二 (略)

三 実施計画の変更に係る認定の申請

イ 実施計画の変更に係る認定を受けようとする者は、様式第十号の申請書に実施計画の変更理由、変更箇所が記載された書類及び第一号イの

(1)から(4)までに掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

ロ 基本指針2二(1)(x)及び(xi)に掲げる電気通信設備の整備に係る実施計画の変更については、法第五条第二項において準用する法第四条第三項に規定する認定をするに当たり、第一号ロの規定を準用する。

四・五 (略)

六 認定申請書及び変更申請書の記載要領

(1) 様式第八号

(3)の「施設名」については、整備する施設の種類を記載すること。

二 (同上)

三 実施計画の変更に係る認定の申請

実施計画の変更に係る認定を受けようとする者は、様式第九号の申請書に実施計画の変更理由、変更箇所が記載された書類及び様式第八号の実施計画書を添えて提出するものとする。

四・五 (同上)

六 認定申請書及び変更申請書の記載要領

様式第八号(3)の「施設名」については、整備する施設の種類を記載すること。

(2) 様式第九号

申請時点において、「事業者の分類」欄のうち該当するものを丸で囲むこと。

(3) 様式第十号

「省略した書類」については、省略した書類の項目番号を記載する
こと。

七 法第五条第三項に規定する認定計画に係る信頼性向上施設整備事業を

実施する者は、当該認定計画に記載された電気通信設備のうち基本指針2

二(1)(x)に規定するサーバー用の電子計算機及びこれと同一の計画に基づいて設置する電気通信設備（基本指針2二(1)(iv)に掲げる非常用電源装置及び(ii)に掲げるルーター又はスイッチに限る。）を取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）した場合、次に掲げる事項については総務大臣の定めるところにより総務大臣の証明を受けることができる。

(1) 当該電気通信設備が当該認定計画に従って取得等したものであつて、第一号ロに掲げる要件を満たすこと。

(2) 当該認定計画に係る信頼性向上施設整備事業を実施する者の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たすこと。

(i) 東京圏内に設置された施設及び東京圏以外の地域内に設置された施設を利用して、自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（以下この号において「特定情報通信業」という。）を行う法人 当該認定計画に記載された電気通信設備が東京圏以外の地域内において新設又は増設をしたサーバー用の電子計算機、非常用電源装置及びルータ

(新設)

ー又はスイッチ（以下この号において「サーバー用の電子計算機等」という。）から構成されるものであり、かつ、一の事業年度において、当該認定計画に記載された一の施設におけるサーバー用の電子計算機等の取得価額の合計額の当該施設におけるサーバー用の電子計算機等から構成される減価償却資産の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のもの（当該認定計画に記載された電気通信設備の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。）であること。

(ii) (i)に掲げる法人以外の特定情報通信事業を行う法人 当該認定計画に記載された電気通信設備が東京圏以外の地域内において新設又は増設をした当該法人の特定情報通信業の用に供するサーバー用の電子計算機等から構成されるものであること。

3 高度有線テレビジョン放送施設整備事業

一 実施計画の認定の申請

実施計画の認定を受けようとする者は、様式十一号の申請書に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 様式第十二号の実施計画書
- (2) 様式第十三号の設備仕様書
- (3) 様式第十四号の系統図、伝送路図
- (4) 様式第十五号の高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施スケジュール

二 (略)

三 実施計画の変更に係る認定の申請

実施計画の変更に係る認定を受けようとする者は、様式第十六号の申請

3 (同上)

一 実施計画の認定の申請

実施計画の認定を受けようとする者は、様式十号の申請書に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 様式第十一号の実施計画書
- (2) 様式第十二号の設備仕様書
- (3) 様式第十三号の系統図、伝送路図
- (4) 様式第十四号の高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施スケジュール

二 (同上)

三 実施計画の変更に係る認定の申請

実施計画の変更に係る認定を受けようとする者は、様式第十五号の申

書に第一号(1)から(4)までに掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

四・五 (略)

六 認定申請書及び変更認定申請書の記載要領

(1) 様式第十二号

(i)～(ix) (略)

(2) 様式第十三号

整備施設について、その仕様を詳細に記載すること。なお、設備のパンフレット等設備の諸元を詳細に示す書類をもつてこれに代えることができる。

(3) 様式第十四号

系統図(光ファイバケーブル、ヘッドエンド等)及び伝送路図(光ファイバケーブル)は、それぞれ分けて記載すること。

(4) 様式第十五号

複数年度にわたる場合は年度ごとに用紙を分けて記載すること。

(5) 様式第十六号

「省略した書類」については、省略した書類の項目番号を記載すること。

請書に第一号(1)から(4)までに掲げる書類を添えて提出するものとする。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

四・五 (同上)

六 認定申請書及び変更認定申請書の記載要領

(1) 様式第十一号

(i)～(ix) (同上)

(2) 様式第十二号

整備施設について、その仕様を詳細に記載すること。なお、設備のパンフレット等設備の諸元を詳細に示す書類をもつてこれに代えることができる。

(3) 様式第十三号

系統図(光ファイバケーブル、ヘッドエンド等)及び伝送路図(光ファイバケーブル)は、それぞれ分けて記載すること。

(4) 様式第十四号

複数年度にわたる場合は年度ごとに用紙を分けて記載すること。

(5) 様式第十五号

「省略した書類」については、省略した書類の項目番号を記載すること。

信頼性向上施設整備事業実施計画認定申請書

年 月 日

(総務大臣) 殿

郵便番号
住 所
氏 名

印

電気通信基盤充実臨時措置法第4条第1項の規定により、信頼性向上施設整備事業の実施計画の認定を受けたいので、下記の資料を添えて申請します。

記

- 1 実施計画書（様式第八号）
- 2 事業者の施設による分類（様式第九号）
- 3 当該電気通信設備を設置する特定情報通信事業施設の所在地が確認できる書類
- 4 当該実施計画により整備される電気通信設備が、東京圏における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業を行うための設備である旨が記載された書類

実施計画書

(1) 事業の概要

事業名：信頼性向上施設整備事業

登録又は届出の番号及び年月日： 年 月 日 第 号

実施時期： 年度～ 年度

整備施設	事業の実施場所	金額（百万円）	備考
回線切替装置			
電気通信システム遠隔監視設備			
非常用無線装置			
非常用電源装置			
コンピュータウイルス監視装置			
高信頼伝送装置			
経路最適化装置			
高品質相互接続装置			
携帯電話用車載基地局			
サーバー用の電子計算機			
ルーター又はスイッチ			
とう道			
高信頼管路設備			
合 計			

(2) 資金の調達方法

(単位：百万円)

年度	所要額	外部資金			自己資金
年度					
年度					
年度					
合 計					

~~(3) 整備施設の概要~~

~~事業の実施場所（施設名^{※1}）~~

~~（金額単位：円）~~

年—度—	実施場所		個—数—	金—額—
—年度—	—県—			
	—県—			
	小—計—			
—年度—	—県—			
	—県—			
	小—計—			
—年度—	—県—			
	—県—			
	小—計—			
合—計—				

個—数—の—算—出— 根—拠—	
--------------------------------	--

~~記載上の注意~~

~~※1 整備する施設の種類を記載すること。~~

(3) 整備施設の概要

整備施設の概要

(金額単位：円)

年度	設置場所	整備施設	単価	個数	総額	
年度	県					
	県					
	県					
	小計					
年度	県					
	県					
	県					
	小計					
合計						

個数の算出 根拠	
-------------	--

(4) 信頼性向上施設整備事業を行うに当たっての基本的な考え方

- ・ 信頼性向上施設整備事業が行われる地域に関する事項

--

- ・ 信頼性向上施設整備事業の実施に関し配慮すべき重要事項

① 電気通信事業者間及び有線電気通信設備間の相互接続への配慮
② 国際標準への配慮
③ 国際環境との調和の確保への配慮
④ 地域の振興又は整備に関する計画との調和
⑤ その他

(5) 収支及び資産・負債・資本推移表

1. 収支推移表

(金額の単位：百万円)

	年度	年度	年度
収入			
計			
支出			
計			
営業利益			
営業外収入 営業外費用			
経常利益			
当期利益			

2. 資産・負債・資本推移表

(金額の単位：百万円)

	年度	年度	年度
資産			
資産計			
負債			
計			
資本			
計			
負債・資本計			

事業者の施設による分類

<u>事業者の分類</u> ^{※1}	<u>内 容</u>
<u>I</u>	<u>東京圏</u> ^{※2} 内に設置された施設のみを利用して、 <u>特定情報通信業</u> ^{※3} を行う法人
<u>II</u>	<u>東京圏以外</u> の地域内に設置された施設のみを利用して、 <u>特定情報通信業</u> を行う法人
<u>III</u> ^{※4}	<u>東京圏内</u> に設置された施設及び <u>東京圏以外</u> の地域内に設置された施設を利用して、 <u>特定情報通信業</u> を行う法人
<u>IV</u>	<u>特定情報通信業</u> を行うための施設を有しない法人

記載上の注意

※1 申請時点において、「事業者の分類」欄のうち該当するものを丸で囲むこと。

※2 「東京圏」とは、多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）第22条第1項に規定する東京圏をいう。

※3 「特定情報通信業」とは、自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業をいう。

※4 事業者の分類がIIIに該当する事業者については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第44条の5及び第68条の26の適用を受けるためには、第2項第7号(2)(i)の要件を満たす必要がある。

信頼性向上施設整備事業実施計画変更認定申請書

年 月 日

(総務大臣) 殿

郵便番号

ふりがな
住所
ふりがな
氏名

印

電気通信基盤充実臨時措置法第5条第1項の規定により、信頼性向上施設整備事業の実施計画の変更に係る認定を受けたいので、下記の資料を添えて申請します。

記

- 1 実施計画の変更理由
- 2 実施計画の変更箇所
- 3 実施計画書（様式第八号）
- 4 事業者の施設による分類（様式第九号）
- 5 当該電気通信設備を設置する特定情報通信事業施設の所在地が確認できる書類
- 6 当該実施計画により整備される電気通信設備が、東京圏における特定情報通信事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業を行うための設備であること旨が記載された書類

(省略した書類※)

記載上の注意

※ 省略した書類の項目番号を記載すること。